

デジタル実装促進業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 目的及び趣旨

本業務は、行政と企業双方の業務の効率化に繋がり、かつ、企業が取組みやすい初期段階のデジタル化に焦点をあて、電子請求等の地域実装に取り組むにあたり、利用促進に向けたイベント開催や個別相談等を行うものです。

大企業の多くは、コロナ禍をきっかけに、デジタルを活用し、業務の効率化や生産性の向上を進めています。一方、中小企業に目を向けると、約7割がDX・デジタル化を実施していない、今後も予定がないといった状況です。

このような状況から、市が「どこでも申請サービス」等を導入するだけの取組みでは、利用しない、あるいは利用できない企業もいると推測でき、そういった企業にはデジタル実装促進に向けたイベント開催や個々の状況に応じた多様な相談に対応するなどマインド醸成や伴走型支援が必要です。

そこで、以上の取組みには、専門的知見と豊富な業務実績をもつ事業者による業務実施が必要となるため、本業務を委託することとしました。

本要項は、その手続き等について、必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

デジタル実装促進業務委託

(2) 業務内容

別紙4「デジタル実装促進業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）を参照

(3) 業務期間

契約日から令和5年3月31日まで

(4) 業務場所

松本市内

3 提案募集の範囲

本提案募集は、仕様書に示す業務の実施や成果物の作成を行うことについて提案を求めるものである。

4 契約限度額（提案上限額）

金 20,160,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのもの

5 参加資格

提案参加者は、次の全ての要件に該当すること。なお、参加に際して必要な費用は、参加者の負担とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 松本市において指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 松本市の入札資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等

に加入する義務のある者にあつては、これらに加入していること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

6 参加の手続き

(1) 提案参加表明の提出

提案参加表明は、以下の手続きに従って提出すること。共同提案する場合は、代表する者が行うこと。

ア 本募集に提案しようとする者は、次の書類を事務局へ持参または郵送（必着）すること。

- (ア) 様式1「参加表明書」 正本1部
- (イ) 様式2「誓約書」 正本1部
- (ウ) 会社概要（事業概要のわかるパンフレット等） 1部
- (エ) 松本市の委託の入札資格を有していない場合は、上記(イ)に加えて以下の書類を提出すること。
 - ・登記事項証明書 1通
 - 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
 - ・印鑑証明書 1通
 - ・納税証明書（所轄税務署発行の「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明及び松本市の市税が課税されている場合には、松本市発行の市税を滞納していない証明） 1通
 - ・財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）の写し 1部
 - ※ 直近事業年度のもの
 - ・社会保険等加入を証する書類の写し 1通

※参加者は、候補者決定までの間に上記参加資格の要件を満たさなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

イ 提出期間：令和4年6月24日（金）から令和4年7月7日（木）

ウ 提出方法

(ア) 持参の場合には、受付時間は午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

(イ) 郵送の場合には、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

エ 参加表明書の提出後、提案参加を辞退する場合は、提案書類提出期間中に様式3「参加辞退届」を提出すること。

オ 参加資格確認の通知は、参加表明書を提出した事業者に対して、参加表明書記載の電子メールアドレス宛に通知する。

(2) 提案書の作成

提案書は以下の要領に従って作成すること。

ア 提案書には、表紙及び目次を除き、通し番号を付すこと。

イ 提案書は、A4版でページ数の制限は設けない。また、図等必要に応じて、A3版を挿入することも可能とするが、書面については折りたたんでA4サイズとすること。

ウ 表記は日本語とすること。

エ 作成にあたっては、別紙1「提案書記載項目」の記載事項説明について、内容を具体的に記載すること。

オ 提案書を補足するために、資料やパンフレット等があれば併せて提出すること。

(3) 提案書類の提出

評価の対象となる提案書類は以下の手続きに従って提出すること。共同提案する場合は、代表する者が行うこと。

ア 提出書類及び部数

次の書類を揃えて提出すること。なお、pdfファイルについては、CD-ROMまたはDVD-ROMに格納して提出すること。

(ア) 様式4「提案書類提出書」 正本1部

(イ) 様式5「提案見積書」及び内訳書（様式任意） 正本1部、pdfファイル1部

(ウ) 提案書（様式任意） 正本1部、副本10部

各pdfファイル1部

※副本は、提案者の名称、ロゴマーク等、提案者を判別のできる部分を黒塗り、または削除すること。

(エ) 関係資料（ある場合） 正本1部、pdfファイル1部

イ 提案見積書及び内訳書に関する注意事項

(ア) 提案見積金額は、提案書に記載された事項の履行に必要となる、本提案募集の範囲に係るすべての経費（消費税及び地方消費税含む）を含めること。

なお仕様書8に記載のとおり、追加提案も受け付けるが、仕様書2(4)の業務項目に記載のない追加提案については、経費計上しないものとする。

(イ) 提案見積書及び内訳書は定型封筒（長形3号）に封緘し、「松本市長 臥雲 義尚」宛てとすること。

また、表面に「デジタル実装促進業務委託公募型プロポーザル提案見積書 在中」と朱書きの上、提案参加者名（共同提案にあつては代表する者）を明記すること。

ウ 提出期間

令和4年7月12日（火）から令和4年8月2日（火）17時まで

※各日9時から17時まで。期限を過ぎた場合、一切受理しない。

エ 提出場所

後記、17「担当部局（資料提出先・問合せ先）」のとおり

オ 提出方法

(1) 持参の場合には、受付時間は午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

(2) 郵送の場合には、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

(4) プレゼンテーション

提出された提案書類に基づき、以下により提案内容の説明を行うこと。

ア 実施内容

提案書類に基づき、デジタル実装促進業務委託の理解および実現方法について詳細に説明すること。

また、提案書類及びプレゼンテーションの内容に関する質疑応答を行うこと。

イ 実施方法

プレゼンテーションの日時・方法については、別紙5「プレゼンテーション実施要領」で示す日程の中で、個別に指示・調整する。参加できる人数は3名程度とし、実際にプロジェクトに参画予定の者のみとする。

ウ 審査は匿名で実施するため、プレゼンテーション時には、社名を述べず、提案者の判別のできない提案書（副本）で提案を行うものとする。

7 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提案参加要件・提案書類

- ア 提出書類に虚偽の記載をした場合
- イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ウ 提出書類が期限内に提出されない場合
- エ 公告の日から契約締結候補者決定までの期間に、参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) 評価・審査

- ア 別紙4「デジタル実装促進業務委託仕様書」の実施項目において、一つでも実施不可とみなされる項目がある場合
- イ 提案評価点（270点満点）の合計得点が7割に満たない場合
- ウ 提案見積額が「4（5）提案上限額」に示す提案上限額を越えた場合
- エ プレゼンテーションに正当な理由なしに参加しなかった場合

(3) その他

- ア 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- イ その他、本要項の内容に違反する場合

8 選定方法

企業にとって最適なマインド醸成や伴走型支援を行うためのデジタル実装促進業務について、提案書及び見積価格の2点について総合的に評価する。

なお、提案書の記載内容に関して、プレゼンテーションを通じた説明の場を設ける。

(1) 選考委員会

別紙2「デジタル実装促進業務委託審査委員会設置要領」に基づき設置する選考委員会の審査によって選考する。

(2) 注意事項

優先交渉先の特定通知を持って契約の相手方を約するものではない。

(3) 優先交渉先選考結果

- ア 優先交渉先選考結果は速やかに参加業者へ通知する。
- イ 結果について、異議の申し立ては一切認めない。

9 審査項目及び評価基準

別紙3「デジタル実装促進業務委託優先交渉先選考基準」に基づき総合的に評価

10 提案招請事項

(1) 要件

別紙4「デジタル実装促進業務委託仕様書」のとおりとする。

(2) 提案事項

別紙1「提案書記載項目」のとおりとする。

11 質疑応答等

(1) 質問方法

質問は「L o g o フォーム」により受け付ける。

ア 質問は1フォームにつき5件とする。

イ 6件以上の質問がある場合は、複数回申請を行うこと。

(2) 第一次質問受付期間

令和4年6月24日（金）から令和4年7月5日（火）17時（締切）

URLは次のとおり

<https://logoform.jp/form/N7tm/93939>

(3) 第二次質問受付期間

令和4年7月13日（水）から令和4年7月27日（水）17時（締切）

（※第一次質問の回答に対する質問のみを対象とします。）

URLは次のとおり

<https://logoform.jp/form/N7tm/93940>

(4) 回答方法

ア 第一次受付分は令和4年7月6日（水）

第二次受付分は令和4年7月29日（金）を目途に回答する。

イ 質問者への回答は、電子メールにて行うものとする。

ウ 質問事項及び回答は、松本市公式ホームページにて公開する。

(5) その他

ア 回答の内容は、この要項及び添付書類等の追加または修正とみなす。

イ 質問の内容について、松本市より問い合わせを行う場合がある。



12 結果の通知及び公表

契約締結後、プロポーザルの審査結果について、ホームページで下記のとおり公表

(1) 掲載期間

公告日から契約日の属する年度の翌年度の3月31日まで

(2) 掲載場所

松本市公式ホームページ

13 全参加者失格の場合の提案の再募集

全参加者が失格となった場合は、改めて募集期間を設けて提案書の提出を求める。

14 採用提案以外の技術提案の取入れ

取入れるものとするが、仕様書で求める上記2(4)の業務に記載のない企画提案で、追加費用が必要な提案は記載しないこと。

15 契約の締結

選考委員会の審査により選定された候補者と協議の上、随意契約を行います。

16 全体スケジュール

日程	内容
令和4年	
6月23日(木)	提案募集公告
6月24日(金)	第一次質問受付け開始・参加表明受付け開始
～7月5日(火)	第一次質問受付け締め切り
～7月7日(木)	参加表明提出期限
7月12日(火)	提案書受付け開始
7月13日(水)	第二次質問受付け開始
7月27日(水)	第二次質問受付け締め切り
8月2日(火)	提案書提出期限
8月4日(木)	プレゼンテーション
9月上旬まで	選考結果通知
9月上旬	契約

※ あくまで予定であることを認識し、変更がありえる事に留意すること。

17 担当部局（資料提出先・問合せ先）

松本市総合戦略局 DX推進本部 デジタルシティ担当

担当：深澤 亮平

〒390-1242 長野県松本市大字和田4010-27

松本市役所 情報創造館庁舎 4階

TEL 0263-48-7000

e-mail jouhou@city.matsumoto.lg.jp

18 その他

- (1) 配布資料はその一部について変更する場合があるものと認識し、応募期間中は、資料が掲載される松本市公式ホームページを注視すること。
- (2) 提案者には、参加報酬は支払わない。
- (3) 提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は本提案募集の目的以外には使用しない。
- (6) 提出書類は選考に係る作業において、必要な範囲で複製を作成することがある。
- (7) 提出書類は松本市情報公開条例（条例第72号）に基づく公開請求により公開する場合がある。

19 添付書類

(1) 別紙

ア 別紙1「提案書記載項目」

イ 別紙2「デジタル実装促進業務委託審査委員会設置要領」

ウ 別紙3「デジタル実装促進業務委託優先交渉先選考基準」

- エ 別紙4「デジタル実装促進業務委託仕様書」
- オ 別紙5「プレゼンテーション実施要領」
- カ 別紙6「想定する工程とスケジュール」
- キ 別紙7「デジタル実装TYPE1実施計画（抜粋）」
- ク 別紙8「松本市第11次基本計画（抜粋）」
- ケ 別紙9「DX・デジタル化推進に関する骨太の方針（抜粋）」
- コ 別紙10「デジタルシティ・松本エコシステム」
- サ 別紙11「プロジェクトの推進体制」
- シ 別紙12「拠点整備の内容・用途」

(2) 様式

- ア 様式1「参加表明書」
- イ 様式2「誓約書」
- ウ 様式3「参加辞退届」
- エ 様式4「提案書類提出書」
- オ 様式5「提案見積書」
- カ 様式6「業務協力予定書」